

# 第208期定時株主総会 招集ご通知



## 日時

平成30年6月28日（木曜日）  
午前10時

## 場所

和歌山市七番丁26-1  
ダイワロイネットホテル和歌山  
4階「グラン」

[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

株式会社 紀陽銀行

証券コード：8370

## 目次

■ 第208期定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のお手続きについて	3
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）7名選任の件	6

## 添付書類

■ 事業報告	11
■ 計算書類	36
■ 連結計算書類	38
■ 監査報告書	40

# 銀行をこえる銀行へ

KIYO BANK SLOGAN

## 経営理念

地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む  
堅実経営に徹し、たくましく着実な発展をめざす

## 目指す銀行像

「銀行をこえる銀行へ」  
～お客さまの期待や地域の壁をこえ、  
銀行という枠をこえることを目指します。

## 経営の基本姿勢

多様かつ高度な総合金融サービスのご提供  
経営基盤の強化  
地域活性化への貢献

## ごあいさつ

---



株主の皆さま方には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第208期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

さて、当行では、平成30年4月より「第5次中期経営計画」をスタートさせました。地域における更なる存在感の向上と収益力の強化の両立を基本方針に、当行の持続可能なビジネスモデル「中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデル」を深化させるべく各施策に取り組み、中小企業取引において圧倒的競争力を有する地方銀行を目指すとともに、お客さまに対し「どんな課題にも本気で向き合い、お客さまの期待をこえる銀行」となることを約束し、全役職員が一丸となって取り組んでいく所存でございます。

株主の皆さま方には、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成30年6月

証券コード 8370  
平成30年6月5日

株主の皆さまへ

和歌山市本町1丁目35番地  
株式会社 紀陽銀行  
取締役頭取 松岡靖之

## 第208期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第208期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. **日時** 平成30年6月28日（木曜日）午前10時

2. **場所** 和歌山市七番丁26-1  
**ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」**  
[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

3. **目的事項**

**報告事項** 1. 第208期 [平成29年4月1日から平成30年3月31日まで] 事業報告および計算書類の内容報告の件  
2. 第208期 [平成29年4月1日から平成30年3月31日まで] 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

## 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会  
開催日時**

**平成30年6月28日（木曜日）午前10時**

## 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

**行使期限**

**平成30年6月27日（水曜日）午後5時到着分まで**

## インターネット等による議決権行使



後記の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（3頁から4頁まで）をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を下記の行使期限までにご入力ください。

**行使期限**

**平成30年6月27日（水曜日）午後5時まで**

### 【重複行使の取扱い】

- (1) 議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 次の事項につきましては、法令及び当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ①計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。



当行ウェブサイト <http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/>

# インターネット等による議決権行使のお手続きについて

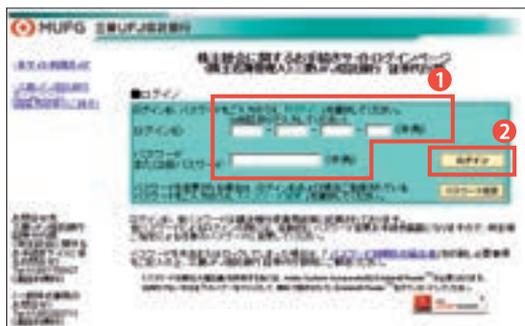
議決権行使期限 ▶ 平成30年6月27日（水曜日）午後5時まで



## パソコンまたはスマートフォンの場合

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



パソコン画面

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S 暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(例：パソコンの場合)

### 1 議決権行使サイトへアクセス

- 「次の画面へ」をクリック。



### 2 ログインする

- 1 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載されている「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。
- 2 「ログイン」をクリック。



### 3 メニューから議決権行使を選択

- 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- 「送信」をクリック。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



## 携帯電話の場合



【携帯電話用】  
二次元コード

携帯電話による議決権行使は i モード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、T L S 暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 **0120-173-027**（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

## ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から当行の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と、株主還元強化の両立を目指すこと及び収益力・資本効率等を示す指標を経営目標として掲げ、株式価値向上に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第208期の業績及び将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。  
なお、配当総額は2,431,045,435円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案について同じです。）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の更なる活性化と意思決定の迅速化を図るため2名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（※）の審議を経て決定しております。

また、監査等委員会は本議案について検討した結果、当該事業年度における各候補者の業務執行状況及び業績等に鑑み、当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※）同委員会は、取締役等の役員人事の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外役員が半数以上を占めるとともに、委員長を独立社外役員としております。

候補者 番号	氏名		現在の当行における地位
1	かた やま ひろ おみ 片山 博臣	再任	代表取締役会長
2	まつ おか やす ゆき 松岡 靖之	再任	代表取締役頭取兼頭取執行役員
3	ため おか ひで き 為岡 英喜	再任	取締役常務執行役員
4	たけ なか よし と 竹中 義人	再任	取締役常務執行役員
5	ひ の かず ひこ 日野 和彦	再任	取締役上席執行役員
6	よし むら そう いち 吉村 宗一	再任	取締役上席執行役員
7	はら ぐち ひろ ゆき 原 裕之	再任	取締役上席執行役員

# 1 かた やま ひろ おみ 片山 博臣

再任

生年月日

昭和22年1月4日

在任年数

21年

所有する当行の株式数

40,014株

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和 47年 2月 当行入行、名古屋支店長・人事部副部長等を歴任  
平成 5年 10月 営業推進部長  
平成 7年 6月 堺支店長  
平成 9年 4月 総合企画部長  
平成 9年 6月 取締役総合企画部長  
平成 9年 8月 取締役総合企画部長兼頭取室長  
平成 10年 12月 取締役総合企画部長  
平成 11年 4月 取締役総務部長  
平成 11年 10月 取締役統括母店長兼東和歌山支店長  
平成 13年 5月 常務取締役統括母店長兼東和歌山支店長  
平成 13年 6月 常務取締役  
平成 14年 4月 代表取締役頭取  
平成 18年 2月 株式会社紀陽ホールディングス代表取締役社長  
平成 25年 10月 株式会社紀陽ホールディングス代表取締役社長退任  
平成 27年 6月 代表取締役会長（現任）

## [取締役候補者とした理由]

平成9年6月より取締役に就任し、平成14年4月より平成27年6月まで取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

# 2 まつ おか やす ゆき 松岡 靖之

再任

生年月日

昭和30年10月18日

在任年数

13年

所有する当行の株式数

25,703株

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和 53年 4月 当行入行、本店営業部次長・白浜支店長等を歴任  
平成 14年 6月 経営企画部秘書室長  
平成 14年 10月 改革プロジェクト推進室長兼秘書室長  
平成 15年 4月 経営企画本部副本部長  
平成 16年 4月 経営企画本部部長  
平成 17年 6月 取締役営業推進本部長  
平成 21年 6月 常務取締役本店営業部長  
平成 24年 6月 常務取締役  
平成 25年 6月 専務取締役  
平成 27年 6月 代表取締役頭取  
平成 28年 6月 代表取締役頭取兼頭取執行役員（現任）  
（現在の担当） 業務監査部

## [取締役候補者とした理由]

平成17年6月より取締役に就任し、平成27年6月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

### 3 ためおか ひで き 爲岡 英喜

再任

生年月日

昭和34年3月6日

在任年数

6年

所有する当行の株式数

13,500株

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和 57年 4月 当行入行  
 平成 13年 4月 経営企画部副部長  
 平成 18年 10月 経営企画本部経営企画部長  
 平成 19年 8月 東和歌山支店連合店統括支店長  
 平成 21年 10月 営業推進本部営業統括部長兼リテール営業部長  
 平成 22年 6月 執行役員営業推進本部営業統括部長  
 平成 24年 6月 取締役大阪事業部長  
 平成 27年 6月 常務取締役  
 平成 28年 6月 取締役常務執行役員  
 平成 30年 4月 取締役常務執行役員企画本部長（現任）  
 （現在の担当） 東京本部

#### 【取締役候補者とした理由】

経営企画部長や東和歌山支店連合店統括支店長等を歴任したほか、平成24年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

### 4 たけなか よし と 竹中 義人

再任

生年月日

昭和34年7月13日

在任年数

5年

所有する当行の株式数

11,900株

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和 58年 4月 当行入行、泉北支店長・営業推進部部長代理等を歴任  
 平成 17年 10月 経営企画本部副部長  
 平成 18年 4月 総合管理本部副部長  
 平成 18年 10月 人事部副部長  
 平成 19年 10月 人事部長  
 平成 23年 6月 執行役員人事部長  
 平成 25年 6月 取締役  
 平成 27年 6月 取締役経営企画本部長  
 平成 27年 10月 取締役  
 平成 28年 6月 取締役常務執行役員  
 平成 29年 4月 取締役常務執行役員東京本部長兼東京支店長  
 平成 30年 4月 取締役常務執行役員事務システム本部長（現任）  
 （現在の担当） 融資部

#### 【取締役候補者とした理由】

泉北支店長や人事部長等を歴任したほか、平成25年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

## 5 ひの かず ひこ 日野 和彦

再任

生年月日

昭和35年7月1日

在任年数

3年

所有する当行の株式数

9,500株

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和 59年 4月 当行入行、和歌山市駅前支店長・本店営業部次長等を歴任  
経営企画本部副部長  
平成 17年 4月 営業推進本部営業統括部長兼リテール営業部長  
平成 19年 1月 営業推進本部リテール営業部長  
平成 20年 4月 岸和田支店連合店統括支店長  
平成 21年 10月 執行役員岸和田支店連合店統括支店長  
平成 24年 6月 執行役員大阪支店長  
平成 24年 10月 取締役営業推進本部長兼和歌山事業部長  
平成 27年 6月 取締役執行役員  
平成 28年 6月 取締役上席執行役員  
平成 29年 6月 取締役上席執行役員営業支援本部長（現任）  
平成 30年 4月

### [取締役候補者とした理由]

岸和田支店連合店統括支店長や大阪支店長等を歴任したほか、平成27年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

## 6 よし むら そう いち 吉村 宗一

再任

生年月日

昭和32年2月7日

在任年数

2年

所有する当行の株式数

2,400株

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和 54年 4月 大蔵省入省、金融庁監督局保険課長・預金保険機構金融再生部審議役等を歴任  
関東財務局総務部長  
平成 16年 7月 大臣官房地方課長  
平成 17年 7月 預金保険機構金融再生部長  
平成 18年 7月 福岡財務支局長  
平成 19年 7月 米州開発銀行アジア事務所長  
平成 21年 1月 財務総合政策研究所次長  
平成 22年 4月 中国財務局長  
平成 22年 7月 大阪税関長  
平成 23年 6月 独立行政法人日本貿易振興機構理事  
平成 24年 8月 財務省退職  
平成 27年 10月 当行執行役員  
平成 27年 12月 取締役執行役員  
平成 28年 6月 取締役上席執行役員（現任）  
平成 29年 6月 現在の担当 リスク統括部

### [取締役候補者とした理由]

財務省にて中国財務局長、大阪税関長等を歴任し、平成28年6月より当行取締役に就任。金融面における豊富な専門知識や実務経験を有しており、当行の取締役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としてしました。

# 7 はらぐち ひろゆき 原 口 裕之

再任

生年月日

昭和37年11月25日

在任年数

1年

所有する当行の株式数

5,700株

## ● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和 60年 4月 当行入行、吉備支店長・住吉支店長等を歴任  
 平成 22年 6月 事務システム部長  
 平成 24年 10月 田辺支店長  
 平成 26年 6月 執行役員田辺支店長  
 平成 27年 6月 執行役員営業推進本部営業統括部長  
 平成 28年 6月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長兼営業企画部長  
 平成 28年 10月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長  
 平成 29年 4月 執行役員  
 平成 29年 6月 取締役上席執行役員  
 平成 30年 4月 取締役上席執行役員管理本部長（現任）

## [取締役候補者とした理由]

住吉支店長や田辺支店長等を歴任したほか、平成29年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 在任年数は、本定時株主総会終結時の年数で記載しております。

以 上

# 事業報告 第208期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当行グループは、銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務等金融サービスにかかる事業を行っております。これらグループ企業の総力を結集することで、お客さまの様々なニーズにお応えできる質の高い金融サービスを提供することにより、地域の発展に貢献するとともに、経営基盤の強化に努めております。

### 【国内経済】

当期のわが国経済は、緩やかな回復基調となりました。世界経済の回復の恩恵を受け、輸出が持ち直したことから、企業部門は回復を続け、設備投資が自律的拡大局面に入りました。個人消費においても、雇用・所得環境の改善により持ち直しました。

金融面では、長期金利が概ね0%近辺での推移となりました。株式市場は、好調な世界経済を背景に、日経平均株価が本年1月には24,000円台まで上昇しましたが、年度末にかけて米国の外交・通商政策や日本の政治情勢への警戒感が意識され、上昇基調は一服し年度末には21,000円台となりました。為替市場は、不安定な情勢等を背景に円高ドル安が進行し、年度末は1ドル106円台となりました。

### 【地域経済】

和歌山県経済は、個人消費において総じて持ち直しの動きがみられたほか、生産活動においてもアジアを中心に生産用機械の受注が好調となるなど、全体的に緩やかな回復が続き、雇用情勢にも改善の動きがみられました。



和歌の浦



醤油の醸造風景

また、世界遺産エリアである高野町、田辺市、那智勝浦町等で平成29年の外国人宿泊者数が過去最多となったことや、『絶景の宝庫 和歌の浦』と『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が日本遺産のダブル認定を受けるなど、明るい話題が注目を集めました。



大阪市内の風景

大阪府経済は、輸出の増加基調が継続し、好業績を背景に企業の設備投資が回復傾向にあるなど、生産活動は持ち直しの動きが続きました。企業部門の回復から所得・雇用環境は改善しており、個人消費は緩やかに持ち直す動きがみられました。また、物価の割安感や関西国際空港での格安航空会社の便数増加を背景に、平成29年の大阪府への訪日外国人客数は1千万人を超え過去最多となるなど、インバウンド需要が好調に推移しました。

### 【当行グループの業況】

このような状況下、当行グループは、目指す銀行像「銀行をこえる銀行へ（お客さまの期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指します）」の基本方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

これらの取組みの結果、第208期の決算は次のとおりとなりました。

#### <決算概要>

連結経常収益は、利回り低下を主因に貸出金利息が減少したことなどにより前期比12億28百万円減少し742億57百万円となりました。

連結経常利益は、徹底した経費削減への取組みや、ご融資先さまの業況改善などによる与信コストの減少などにより、前期比39億99百万円増加し175億61百万円となりました。

以上の結果などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比6億94百万円増加し117億22百万円となりました。



## <主要勘定の状況>

当期末の主要勘定（連結）の状況は、貸出金が中小企業向け貸出や地公体向け貸出を中心に期中559億円増加し2兆8,687億円となりました。

預金は、法人預金を中心に期中584億円増加し3兆8,813億円となりました。

有価証券は、期中1,943億円減少し1兆1,112億円となりました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は9.71%（速報値）となりました。



## <店舗>

当期におきましては、昨年4月に「笠田支店」を「オークワかつらぎ店」の敷地内に、5月には「九度山支店」を九度山町役場に隣接する「ふるさとセンター」内にそれぞれ移転いたしました。また、本年3月をもって「紀陽お城の前の相談室」及び「iプラザ イズミヤ和歌山店」の業務を終了し、「紀陽本店マネープラザ」（旧紀陽本店住宅ローンセンター）に業務を移管いたしました。

当期末現在の店舗数は111か店（和歌山県68か店、大阪府40か店、奈良県2か店、東京都1か店）となっております。



笠田支店



紀陽本店マネープラザ

## ＜商品・サービス＞

個人のお客さま向けの新たな商品・サービスといたしまして、昨年10月にスマートフォン等にて契約手続きが可能なカードローン、フリーローンの取扱いを開始いたしました。また、「つみたてNISA」の口座開設受付と専用ファンド4商品の取扱いを開始いたしました。

事業を行っているお客さま向けの主な取組みといたしまして、地域の企業さまと共同で行うCSR活動として取扱いしている「紀陽CSR私募債」を、当年度も数多くの企業さまにご利用いただいております。このほか、事業者さまの成長可能性や持続可能性等に着目する事業性評価に基づく融資や、ビジネスマッチング等の様々な取組みを通じて、事業者さまの支援を行っております。



つみたてNISA専用  
ファンド



紀陽CSR私募債



歴史的資源を活用した地域活性化に向けた包括連携協定

地方創生及び産・学・官との連携等に関する主な取組みといたしまして、観光分野では、昨年5月より、世界最大のオンライン宿泊予約サイト「Booking.com」と業務提携いたしました。同サイトを通じて地元の宿泊施設の魅力を国内外へ発信するお手伝いをしております。なお、同サイトとの業務提携は、国内銀行において当行が初めてとなります。

また、6月から9月にかけて、和歌山県の湯浅町、有田市、串本町の各地方公共団体と、一般社団法人ノオト及び当行の三者による「歴史的資源を活用した地域活性化に向けた包括連携協定」を締結いたしました。この協定は、古民家を宿泊施設等として活用することなどを通じて、観光客等の流動人口及び地域の雇用増加に繋げることを目的としております。8月には、JR西日本和歌山支社と「地方創生に関する包括連携協定」を締結いたしました。この協定締結により、上記の歴史的資源の活用によるまちづくりとの相乗効果が期待されます。

医療分野では、本年3月に和歌山県立医科大学と当行のお取引先さまの情報交換の場として、異業種交流会「医工連携セミナー」を開催いたしました。

人材採用分野では、昨年6月に近畿大学生物理工学部、10月に桃山学院大学、本年3月に和歌山工業高等専門学校にて、就職活動を控える学生を対象とした「合同企業説明会」を開催いたしました。

このほか、昨年11月に当行を含む地方銀行55行主催のもと、食の商談会「地方銀行フードセレクション2017」が開催され、当行のお取引先さま21社が出展されました。この商談会を通じて、お取引先さまの販路開拓に大きく貢献することができました。

#### <社会貢献活動などのCSRの取組み>

当行グループは、「環境問題への取組み」及び「社会貢献活動への取組み」を行動憲章に掲げ、地域社会とともに歩む「良識ある企業市民」として、地域の環境保全活動や、芸術文化・スポーツ振興支援をはじめとする地域・社会貢献活動に取り組んでおります。

環境保全活動の一環として、平成18年より、和歌山県が展開する「企業の森」事業に参画し、現在2か所目となる活動地で植栽と下草刈り活動に取り組んでおります。また、世界遺産熊野古道の参詣道環境保全活動にも取り組んでおり、役職員によるボランティア活動を通じて、台風などにより被害を受けた参詣道の傷みを修復するなど、地域の環境価値と文化価値の継承に努めております。



合同企業説明会



地方銀行フードセレクション2017



企業の森事業



参詣道環境保全活動

社会貢献活動の主な取組みといたしまして、「紀陽CSR私募債」を通じて、地域の優良企業と共同で学校や医療・福祉施設等へ寄贈を実施しております。また、芸術と文化を通じた豊かな地域社会づくりを目指し、一般財団法人紀陽文化財団を運営しており、年2回クラシックコンサートを開催するほか、和歌山県立近代美術館・博物館等で開催される展覧会に地域の皆さまをご招待しております。スポーツを通じた社会貢献活動といたしまして、当行女子バスケットボール部「紀陽ハートビーツ」による地元小中高校生を対象としたバスケットボールクリニック（ジュニアへの指導）を定期的に開催しております。

また、地域の金融教育にも注力しており、和歌山県が展開する「産業人材育成支援事業」の一環として、和歌山大学や和歌山工業高等専門学校などにおいて当行役職員が講義を行うほか、特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会と協力し、「働くこととお金」について学ぶ金銭基礎教育プログラム「MoneyConnection®」を高校生に提供しております。さらに、昨年12月には、高校生が金融や経済の知識を競う「エコノミクス甲子園」和歌山大会を初めて開催し、金融経済について学ぶ機会を提供しております。

このほかにも、働き方改革に積極的に取り組んでおり、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍支援など積極的に推進しております。



バスケットボールクリニック



エコノミクス甲子園 和歌山大会

## 【対処すべき課題】

当行グループでは、本年4月より2021年3月までの3年間を計画期間とした「第5次中期経営計画」への取組みを開始いたしました。

本計画では、「地域における更なる存在感の向上と収益力の強化の両立」を基本方針に定め、「中小企業取引において圧倒的競争力を有する地方銀行を目指す」ことを主要テーマとして掲げるとともに、以下の主要戦略への取組みを通じて、「どんな課題にも本気で向き合い、お客さまの期待をこえる銀行」となることを約束いたします。

### 主要戦略①

**Action** ～中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデルの深化～

当行グループが最も力を発揮できる領域である「中小企業取引」に経営資源を集中的に投下することにより、様々な資金ニーズに素早かつ確にお応えできる営業活動を実現してまいります。

また、お客さまの様々な課題に寄り添い、解決策を提供する「本業支援」や地元企業オーナーさまへの高度な金融サービスの提供等、お客さまの満足度向上に資する営業活動に努めることで、持続可能なビジネスモデルである「中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデル」をさらに深化させてまいります。

### 主要戦略②

**Change** ～競争力を拡大する新しい営業体制の構築～

主要戦略①で掲げた取組みを支える体制整備として、「中小企業取引」における金融サービスの更なる高度化を実現する営業店体制の構築や本部支援機能の強化等に取り組んでまいります。

並行して業務効率化（BPR）への取組みを通じて生産性の向上を図ることで、「お客さまとの接点強化と高度な提案体制の両立」を実現してまいります。

当行グループは、上記に掲げる「第5次中期経営計画」の遂行により、本業の強化を通じた「持続可能なビジネスモデル」の確立と、健全な経営基盤の確保に努めてまいります。

また、当行グループの存立基盤は地域社会であります。「良識ある企業市民」として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な事業活動及び社会貢献活動を通じて、地域社会からの揺るぎない信頼の確保に引き続き努めてまいります。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

## イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	742	815	754	742
経常利益	152	214	135	175
親会社株主に帰属する当期純利益	112	170	110	117
包括利益	358	43	66	143
純資産額	2,152	2,148	2,179	2,292
総資産	42,778	44,463	48,704	46,727

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	37,324	38,598	38,299	38,894
定期性預金	18,974	19,519	18,078	16,925
その他	18,349	19,079	20,221	21,968
社債	200	130	100	100
貸出金	26,681	27,383	28,205	28,762
個人向け	7,978	8,053	8,139	8,285
中小企業向け	11,195	11,412	11,906	12,211
その他	7,506	7,917	8,159	8,265
商品有価証券	5	2	1	0
有価証券	12,851	11,747	13,080	11,135
国債	5,202	4,329	3,948	2,520
地方債	1,477	1,729	2,507	2,210
その他	6,171	5,688	6,624	6,405
総資産	42,613	44,362	48,612	46,618
内国為替取扱高	293,294	301,800	300,553	316,646
外国為替取扱高	百万ドル 1,301	百万ドル 1,274	百万ドル 1,498	百万ドル 1,566
経常利益	百万円 15,578	百万円 21,597	百万円 12,145	百万円 15,656
当期純利益	百万円 12,317	百万円 17,695	百万円 10,204	百万円 10,506
1株当たり当期純利益	円 銭 171 09	円 銭 249 07	円 銭 145 97	円 銭 151 32

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 企業集団及び当行の使用人の状況

#### イ. 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	そ の 他	銀 行 業	そ の 他
使 用 人 数	2,317人	308人	2,347人	305人

(注) 使用人数は、就業者数で記載しており、執行役員、嘱託及び臨時雇員並びに出向者を含んでおりません。

#### ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,317人	2,347人
平 均 年 齢	38年01月	38年04月
平 均 勤 続 年 数	14年11月	15年03月
平 均 給 与 月 額	325千円	335千円

(注) 1. 使用人数は、就業者数で記載しており、執行役員、嘱託及び臨時雇員並びに出向者を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業

##### ① 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
和 歌 山 県	68 <sup>店</sup>	( <sup>うち出張所</sup> 7)	68 <sup>店</sup>	( <sup>うち出張所</sup> 7)
大 阪 府	40	( <sup>—</sup> )	40	( <sup>—</sup> )
奈 良 県	2	( <sup>—</sup> )	2	( <sup>—</sup> )
東 京 都	1	( <sup>—</sup> )	1	( <sup>—</sup> )
合 計	111	( <sup>7</sup> )	111	( <sup>7</sup> )

(注) 1. 和歌山県の営業所数の中には、インターネット支店1か店を含んでおります。  
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を164か所、そのほかに、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により12,783か所、株式会社セブン銀行との提携により22,819か所、株式会社イオン銀行との提携により5,311か所、株式会社ステーションネットワーク関西との提携により107か所、株式会社イーネットとの提携により12,894か所の店舗外現金自動設備をそれぞれ設置しております。

② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 1. 当年度において笠田支店、九度山支店を移転いたしました。  
 2. 当年度において店舗外現金自動設備を御坊支店印南町役場出張所、和泉寺田支店イオン和泉府中店出張所、御坊支店北出病院出張所の3か所新設いたしました。  
 3. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、水道路支店四箇郷出張所（水道路支店コープ中之島店出張所に名称変更）、海南駅前支店海南市役所出張所、橋向支店iプラザイズミヤ和歌山店出張所（平成30年3月31日に営業を終了し、橋向支店イズミヤ和歌山店東側出張所に名称変更し平成30年4月1日より営業を開始）、勝浦支店那智勝浦町立温泉病院出張所（平成30年3月30日に営業を終了し、平成30年4月2日より営業を開始）の4か所を移転いたしました。  
 4. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、本店営業部南海和歌山市駅出張所は南海和歌山ビル建替えのため、平成29年4月1日より休止しておりましたが、平成29年7月15日リニューアルオープンいたしました。

③ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の一覧

該当事項はありません。

□. その他

銀行業以外のその他の事業につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」(21頁)をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,076
その他	61
合計	1,137

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	店舗移転	116
	事務機器	232

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
紀陽ビジネスサービス株式会社	和歌山市中之島 2240番地	事務代行業務	平成15年9月30日	60百万円	100%	－
阪和信用保証株式会社	和歌山市中之島 2240番地	信用保証業務	昭和54年7月11日	480百万円	100%	－
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山市 七番丁24番地	リース業務 ベンチャーキャ ピタル業務	平成8年1月9日	150百万円	66.7% (40%)	(注) 1
株式会社紀陽カード	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード 業務	平成2年9月5日	60百万円	55% (50%)	(注) 1
株式会社紀陽カード ディーシー	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード 業務	平成2年9月5日	90百万円	88.2% (12.7%)	－
紀陽情報システム 株式会社	和歌山市中之島 2240番地	電子計算機関連 業務	昭和60年2月1日	80百万円	50%	(注) 1

- (注) 1. 銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等であります。  
2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は間接所有の比率であります。  
3. 当行の連結対象子会社は6社であります。  
当期の連結経常収益は74,257百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,722百万円であります。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内等に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社ステーションネットワーク関西との提携により、駅構内等に設置した現金自動設備、通称「Patsat」による現金自動引出し等のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼 職
片 山 博 臣	(代表取締役) 取締役会長	
松 岡 靖 之	(代表取締役) 取締役頭取兼頭取執行役員	
島 慶 司	取締役専務執行役員 大阪支店長	
爲 岡 英 喜	取締役常務執行役員 経営企画部担当	
竹 中 義 人	取締役常務執行役員 東京本部長兼東京支店長	
日 野 和 彦	取締役上席執行役員 地域振興部担当	
明 樂 泰 彦	取締役上席執行役員 本店営業部長	
吉 村 宗 一	取締役上席執行役員 リスク統括部・業務監査部担当	
原 口 裕 之	取締役上席執行役員 人事部・総務部担当	
葉 糸 正 浩	取締役監査等委員(常勤)	
田 村 和 也	取締役監査等委員(常勤)	
水 野 八 朗	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士水野法律事務所代表
山 野 裕	取締役監査等委員(社外取締役)	
山 中 俊 廣	取締役監査等委員(社外取締役)	山中俊廣公認会計士事務所代表 学校法人大阪成蹊学園常任監事 高田機工株式会社監査役(非常勤)
西 田 恵	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士法人淀屋橋・山上合同パー トナー弁護士

- (注) 1. 取締役監査等委員(社外取締役)水野八朗氏、山野 裕氏、山中俊廣氏、西田 恵氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員(社外取締役)山野 裕氏は、南海電気鉄道株式会社 の 経 理 部 長 等 を 7 年 担 当 後、同 社 代 表 取 締 役 専 務 等 を 歴 任 し て お り、財 務 及 び 会 計 に 関 す る 相 当 程 度 の 知 見 を 有 す る も の で あ り ま す。
3. 取締役監査等委員(社外取締役)山中俊廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役監査等委員葉糸正浩及び田村和也の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うためであります。
5. 取締役の担当等の異動(平成30年4月1日付)

【氏名】

【地位及び担当】

松岡靖之

(代表取締役)

取締役頭取兼頭取執行役員 業務監査部担当

島 慶司

取締役専務執行役員

爲岡英喜

取締役常務執行役員 企画本部長、東京本部担当

竹中義人

取締役常務執行役員 事務システム本部長、融資部担当

日野和彦

取締役上席執行役員 営業支援本部長

吉村宗一

取締役上席執行役員 リスク統括部担当

原口裕之

取締役上席執行役員 管理本部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役（監査等委員を除く）	12名	261 (0)
取締役（監査等委員）	6名	45
監 査 役	5名	13
計	23名	320 (0)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. ( )内は報酬以外に支払われた金額です。
3. 当行は、平成29年6月29日開催の第207期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上記「支給人数」及び「報酬等」には、同総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち2名は監査等委員に就任）及び監査役5名（うち2名は監査等委員に就任）を含めております。
4. 上記「報酬等」には、株式報酬型ストック・オプション報酬額21百万円を含めております。また、取締役の使用人としての報酬9百万円は含めておりません。
5. 上記「報酬等」以外に、平成29年6月29日開催の第207期定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に支払われた退職慰労金は1百万円であります。
6. 株主総会決議により定められた報酬等の限度額は以下のとおりであります。監査等委員会設置会社に移行前の報酬等の限度額は、平成25年6月27日開催の第203期定時株主総会決議により、取締役は年額500百万円以内、監査役は年額100百万円以内と定められております。また、取締役については、この報酬等とは別に、平成27年6月26日開催の第205期定時株主総会決議により株式報酬型ストック・オプション報酬等の限度額が定められており、その限度額は年額50百万円以内であります。監査等委員会設置会社に移行後の報酬等の限度額は、平成29年6月29日開催の第207期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)は年額500百万円以内、取締役(監査等委員)は年額100百万円以内と定められております。また、取締役(監査等委員を除く)については、この報酬等とは別に株式報酬型ストック・オプション報酬等の限度額が定められており、その限度額は年額50百万円以内であります。
7. 役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下のとおりと定め、本方針に基づき報酬の額を決定しております。
- ・取締役(監査等委員を除く)の報酬については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会(※)の提言を受け、監査等委員会からの意見陳述を踏まえ、取締役会の決議により決定し、取締役(監査等委員)については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員)の協議により決定する。
  - ・取締役(監査等委員を除く)の報酬体系は、役員などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションとする。
  - ・取締役(監査等委員)の報酬体系は、固定報酬部分のみとする。
- (※) 同委員会は、役員等の報酬決定に際し、プロセス及び取締役会機能の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外役員が半数以上を占めるとともに、委員長を独立社外役員としております。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
水 野 八 朗	当行は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
山 野 裕	
山 中 俊 廣	
西 田 恵	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
水野 八朗	弁護士水野法律事務所代表
山野 裕	
山中 俊廣	山中俊廣公認会計士事務所代表 学校法人大阪成蹊学園常任監事 高田機工株式会社監査役(非常勤)
西田 恵	弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士

(注) 山中俊廣氏は、学校法人大阪成蹊学園の常任監事を兼務しており、学校法人大阪成蹊学園と当行との間には通常の銀行取引があります。また、高田機工株式会社の監査役を兼務しており、高田機工株式会社と当行は通常の銀行取引があります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
水野 八朗	4年6か月	取締役会16回中15回出席 監査等委員会10回中10回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
山野 裕	2年9か月	取締役会16回中15回出席 監査役会4回中4回出席 監査等委員会10回中10回出席	元南海電気鉄道株式会社代表取締役専務としての豊富な経験や実績に基づいた幅広い見地から、当行の経営全般について、発言・提言を行っております。
山中 俊廣	1年9か月	取締役会16回中15回出席 監査等委員会10回中10回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、当行の財務及び会計関係について、発言・提言を行っております。
西田 恵	9か月	取締役会11回中11回出席 監査等委員会10回中10回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬額の合計	6名	22 (0)	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. ( ) 内は報酬以外に支払われた金額です。  
3. 上記「支給人数」には、平成29年6月29日開催の第207期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含めております。  
4. 上記「銀行からの報酬等」以外に、平成29年6月29日開催の第207期定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に支払われた退職慰労金は1百万円であります。

### (4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) の内容に対する社外役員の意見はありません。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 監督等委員であるもの 及び社外役員を除く	① 名称 株式会社紀陽銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年7月27日 ③ 新株予約権の数 96個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式9,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年7月28日から平成57年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	7名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成28年7月29日 ③ 新株予約権の数 158個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式15,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成28年7月30日から平成58年7月29日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	8名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成29年7月31日 ③ 新株予約権の数 118個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式11,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成29年8月1日から平成59年7月31日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	9名

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称 株式会社紀陽銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成29年7月31日 ③ 新株予約権の数 66個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式6,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成29年8月1日から平成59年7月31日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 北口 信吾	61	(注) 2、3

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額59百万円について同意の判断をいたしました。
3. 当行は、会計監査人に対して、非監査業務として、非居住者に係る金融口座情報交換のための報告制度及び外国口座税務コンプライアンス法対応にかかる指導・助言業務を委託しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円です。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、これを妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）構築にかかる基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

#### イ. 当行及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行及びグループ会社の全役職員による法令・定款の遵守を徹底するため、次の措置をとる。

- ① 「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」に基づき、紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスの取組みについて、当行及びグループ会社の全役職員への浸透を図る。
- ② 当行の「法令等遵守規程」に基づき、紀陽フィナンシャルグループの法令等遵守に関する重要な事項を協議するため、原則毎月「法令等遵守委員会」を開催する。
- ③ 当行の各部門におけるコンプライアンスの取組みを徹底するため、法令等遵守責任者を配置する。
- ④ 「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」において組織としての対応方針を明確にする。
- ⑤ 当行は、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある行為等を早期に発見し是正するため、当行及びグループ会社の役職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度を運用する。

#### ロ. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、文書管理に関する規程を定め、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

#### ハ. 当行及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行及びグループ会社の適切なリスク管理体制の整備のため、次の措置をとる。

- ① 当行が管理すべきリスクを明らかにし、多様なリスクを一元的に管理運営するため、「リスク管理規程」を策定する。
- ② 当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議するとともに、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかをチェックするため、「リスク管理委員会」を設置する。
- ③ 緊急事態の発生に伴う混乱を回避し、当行及びグループ会社の役職員、顧客等来訪者の安全並びに営業の継続を確保することを目的として、緊急事態が発生した場合の基本的な対策である「緊急時対策基本規程」を定める。

- 二. 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ① 当行は、当行及びグループ会社の役職員の職務の執行が効率的になされるよう、当行及びグループ会社がそれぞれの職務分掌及び職務権限規程等の組織規程を定める等の体制を構築する。
  - ② 当行の各部門間の有効な連携、相互牽制の確保のため、重要事項について協議・決定する経営会議、各種委員会等の有効な活用を行う。
  - ③ 当行の取締役会は、全庁的な目標として中期経営計画及び年度事業計画を策定するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- ホ. 当行及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及びグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、上記イ. ハ. 二. に記載の措置に加え、次の措置をとる。
- ① 紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンス並びにリスク管理に関する規程等について、当行及びグループ会社への浸透を図る。
  - ② 当行は、グループ会社の運営管理に関する基本的な事項として、「関連会社管理規程」を定め、グループ会社に対する適切な管理・指導等を行う。
  - ③ グループ会社は、「関連会社管理規程」に基づき、必要な事項について当行に都度協議または報告を行う。
  - ④ 当行内部監査部門は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに、当行とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、定期的にグループ会社の監査を実施する。
- ヘ. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
当行は、監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会室を設置して専属の人員を配置する。
- ト. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び指示の実効性を確保するため、次の措置をとる。
- ① 当該使用人は、当行の取締役（監査等委員を除く）の指揮命令を受けず、当該使用人への指揮命令権は当行の監査等委員会に属するものとする。
  - ② 当該使用人の人事考課等については、当行の監査等委員会が行い、人事異動については、当行の監査等委員会の同意を必要とする。

- チ. 当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当行の監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ① 当行及びグループ会社の役職員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当行の監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
  - ② 当行及びグループ会社の役職員は、当行の監査等委員会から担当部門の業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
  - ③ 「監査等委員会に対する報告に関する規程」において、当行及びグループ会社の役職員が当行の監査等委員に対して直接報告できることを定めるとともに、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いの禁止を明記する。また、当該報告を行った者が不利益を被ることのないことを当行及びグループ会社の役職員に周知徹底する。
  - ④ 当行の内部通報制度の所管部署は、当行及びグループ会社の役職員からの内部通報のうち重要事項を当行の監査等委員会へ報告する。
- リ. 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当行は、当行の監査等委員の職務の執行に伴い生ずる費用（弁護士等の外部の専門家の費用を含む）または債務について、監査等委員の請求等に従い速やかに適切な処理を行う。
- ヌ. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ① 当行の役職員は、監査等委員会監査に対する理解を深め監査環境の整備に努める。
  - ② 当行の監査等委員は、定期的に代表取締役と会合を持ち、重要課題等についての意見交換及び必要と判断される事項についての要請を行う。
  - ③ 当行の監査等委員は、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との連携を通じ、実効的な監査業務を遂行する。
  - ④ 当行の監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家の助言を受けることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）の運用状況の概要については次のとおりです。

### イ. コンプライアンス体制について

- ・ 役職員がコンプライアンスに関し取り組むべき具体的な実践計画として「平成29年度コンプライアンス・プログラム」を制定し、コンプライアンスの取組みについて全役職員への浸透を図っております。
- ・ 当事業年度は、「法令等遵守委員会」を12回開催し、法令等遵守に関する重要な事項を協議しております。
- ・ 当行及びグループ会社の役職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度を周知しております。当事業年度において、重要な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

### ロ. リスク管理体制について

- ・ 当事業年度は、「リスク管理委員会」を12回開催し、当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議しております。
- ・ 当行は、大規模地震・津波等の自然災害やその他の緊急事態の発生時において、社会的責務として銀行の重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定しており、計画の実効性を確保するため、訓練等を通じて有効性を検証し、継続的に改善に努めております。

### ハ. 取締役の職務執行について

- ・ 当事業年度は、取締役会を16回開催したほか、重要事項について協議・決定する経営会議を38回開催し、各種委員会についても適宜開催しております。
- ・ 取締役会は、各部門を担当する取締役等から、中期経営計画や年度事業計画の進捗状況を含む業務執行に関する報告を受けております。

### ニ. グループ会社の管理体制について

- ・ 当行は、「関連会社管理規程」に基づき、関連会社（グループ会社）から必要な事項について、事前協議または報告を受けております。
- ・ 当事業年度は、各関連会社との「関連会社会」をそれぞれ2回開催し、情報の共有化及び連携の強化を図っております。
- ・ 当行内部監査部門は、定期的に関連会社の監査を実施し、関連会社の業務の適正を確保するとともに、当行と関連会社との間における不適切な取引または会計処理を防止しております。

ホ. 監査等委員会の監査に関する取組みについて

- ・ 当事業年度は、監査等委員全員をもって構成されている監査等委員会を10回開催（別途、監査等委員会設置会社移行前は監査役会を4回開催）し、監査に関する重要な事案について、協議・決議を行っております。
- ・ 監査等委員は、代表取締役と定期的な会合を持ち、重要課題についての意見交換等を行っております。
- ・ 監査等委員は、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との密接な連携を通じて、実効的な監査業務を遂行しております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

## 計算書類

## 第208期末貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	621,349	預金	3,889,458
現金	49,388	当座預金	200,345
預け金	571,960	普通預金	1,863,368
買入金銭債権	799	貯蓄預金	26,106
商品有価証券	89	通知預金	7,654
商品国債	35	定期預金	1,692,596
商品地方債	54	その他の預金	99,387
有価証券	1,113,588	譲渡性預金	70,448
国債	252,001	売現先勘定	17,520
地方債	221,038	債券貸借取引受入担保金	159,277
社債	196,318	借入金	262,581
株式	63,394	借入金	262,581
その他の証券	380,835	外国為替	29
貸出金	2,876,258	売渡外国為替	0
割引手形	20,491	未払外国為替	29
手形貸付	75,351	社債	10,000
証書貸付	2,476,846	その他負債	22,989
当座貸越	303,568	未払法人税等	2,800
外国為替	3,981	未払費用	2,570
外国他店預け	2,626	前受収益	689
買入外国為替	115	金融派生商品	1,340
取立外国為替	1,239	金融商品等受入担保金	440
その他資産	13,510	リース債務	977
前払費用	149	資産除去債務	759
未収収益	2,971	その他の負債	13,412
金融派生商品	2,375	役員退職慰労引当金	30
金融商品等差入担保金	718	睡眠預金払戻損失引当金	1,139
その他の資産	7,296	偶発損失引当金	444
有形固定資産	34,992	繰延税金負債	5,571
建物	12,196	再評価に係る繰延税金負債	34
土地	19,117	支払承諾	8,588
リース資産	977	負債の部合計	4,448,113
建設仮勘定	14	<b>(純資産の部)</b>	
その他の有形固定資産	2,686	資本金	80,096
無形固定資産	3,883	資本剰余金	653
ソフトウェア	3,548	資本準備金	259
その他の無形固定資産	334	その他資本剰余金	394
前払年金費用	6,628	利益剰余金	105,269
支払承諾見返	8,588	利益準備金	5,586
貸倒引当金	△21,808	その他利益剰余金	99,683
		繰越利益剰余金	99,683
		自己株式	△ 1,521
		株主資本合計	184,499
		その他有価証券評価差額金	29,122
		繰延ヘッジ損益	△ 33
		土地再評価差額金	78
		評価・換算差額等合計	29,167
		新株予約権	81
		純資産の部合計	213,748
資産の部合計	4,661,861	負債及び純資産の部合計	4,661,861

## 第208期損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>66,087</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>47,387</b>
貸出金利息	32,792
有価証券利息配当金	14,135
コールローン利息	3
預け金利息	290
その他の受入利息	165
<b>役務取引等収益</b>	<b>10,771</b>
受入為替手数料	2,789
その他の役務収益	7,981
<b>その他業務収益</b>	<b>1,663</b>
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	1,408
国債等債券償還益	1
金融派生商品収益	253
その他の業務収益	0
<b>その他経常収益</b>	<b>6,263</b>
償却債権取立益	724
株式等売却益	3,880
その他の経常収益	1,658
<b>経常費用</b>	<b>50,431</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>2,775</b>
預金利息	1,239
譲渡性預金利息	17
コールマネー利息	△64
売現先利息	82
債券貸借取引支払利息	1,286
借用金利息	91
社債利息	74
金利スワップ支払利息	48
その他の支払利息	△0
<b>役務取引等費用</b>	<b>4,985</b>
支払為替手数料	544
その他の役務費用	4,441
<b>その他業務費用</b>	<b>3,250</b>
外国為替売買損	680
国債等債券売却損	2,570
<b>営業経費</b>	<b>36,022</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>3,397</b>
貸倒引当金繰入額	575
貸出金償却	1,688
株式等売却損	509
その他の経常費用	623
<b>経常利益</b>	<b>15,656</b>
<b>特別利益</b>	<b>16</b>
固定資産処分益	16
<b>特別損失</b>	<b>536</b>
固定資産処分損	72
減損損失	463
<b>税引前当期純利益</b>	<b>15,135</b>
法人税、住民税及び事業税	3,572
法人税等調整額	1,057
<b>法人税等合計</b>	<b>4,629</b>
<b>当期純利益</b>	<b>10,506</b>

## 連結計算書類

### 第208期末連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	621,370	預金	3,881,372
買入金銭債権	799	譲渡性預金	60,448
商品有価証券	89	売現先勘定	17,520
有価証券	1,111,261	債券貸借取引受入担保金	159,277
貸出金	2,868,779	借入金	262,581
外国為替	3,981	外国為替	29
その他資産	27,988	社債	10,000
有形固定資産	35,036	その他負債	33,879
建物	12,200	退職給付に係る負債	21
土地	19,098	役員退職慰労引当金	30
リース資産	535	睡眠預金払戻損失引当金	1,139
建設仮勘定	14	偶発損失引当金	444
その他の有形固定資産	3,187	繰延税金負債	8,122
無形固定資産	4,268	支払承諾	8,588
ソフトウェア	3,769	<b>負債の部合計</b>	<b>4,443,455</b>
リース資産	158	<b>(純資産の部)</b>	
その他の無形固定資産	340	資本金	80,096
退職給付に係る資産	14,530	資本剰余金	2,310
繰延税金資産	622	利益剰余金	110,074
支払承諾見返	8,588	自己株式	△1,521
貸倒引当金	△24,569	株主資本合計	190,960
		其他有価証券評価差額金	29,300
		繰延ヘッジ損益	△33
		退職給付に係る調整累計額	5,500
		その他の包括利益累計額合計	34,767
		新株予約権	81
		非支配株主持分	3,483
		<b>純資産の部合計</b>	<b>229,292</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>4,672,748</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>4,672,748</b>

## 第208期連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>74,257</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>47,398</b>
貸出金利息	32,800
有価証券利息配当金	14,138
コールローン利息及び買入手形利息	3
預け金利息	291
その他の受入利息	165
<b>役務取引等収益</b>	<b>13,238</b>
<b>その他業務収益</b>	<b>6,739</b>
<b>その他経常収益</b>	<b>6,879</b>
償却債権取立益	1,317
その他の経常収益	5,562
<b>経常費用</b>	<b>56,695</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>2,776</b>
預金利息	1,239
譲渡性預金利息	17
コールマネー利息及び売渡手形利息	△64
売現先利息	82
債券貸借取引支払利息	1,286
借入金利息	91
社債利息	74
その他の支払利息	49
<b>役務取引等費用</b>	<b>4,333</b>
<b>その他業務費用</b>	<b>7,305</b>
<b>営業経費</b>	<b>38,126</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>4,152</b>
貸倒引当金繰入額	267
その他の経常費用	3,884
<b>経常利益</b>	<b>17,561</b>
<b>特別利益</b>	<b>16</b>
固定資産処分益	16
<b>特別損失</b>	<b>494</b>
固定資産処分損	72
減損損失	421
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>17,084</b>
法人税、住民税及び事業税	3,963
法人税等調整額	1,246
<b>法人税等合計</b>	<b>5,209</b>
<b>当期純利益</b>	<b>11,874</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>	<b>152</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>11,722</b>

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社紀陽銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新田	東平	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋宗	勝彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北口	信吾	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社紀陽銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新田 東平 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北口 信吾 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第208期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社 紀陽銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	葉 糸 正 浩	㊟
常勤監査等委員	田 村 和 也	㊟
監査等委員	水 野 八 朗	㊟
監査等委員	山 野 裕	㊟
監査等委員	山 中 俊 廣	㊟
監査等委員	西 田 恵	㊟

(注) 監査等委員水野八朗、監査等委員山野裕、監査等委員山中俊廣及び監査等委員西田恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

